

高島市固定資産鑑定評価員選定基準

令和 7 年 4 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 総務大臣が定める固定資産評価基準において宅地を評価する場合、地価公示価格および鑑定評価価格等を活用することとされているが、不動産鑑定評価業務を行うには特別の資格と経験を必要とすること等の理由により、不動産鑑定評価は業務の性質上競争入札には適さないものである。

こうしたことから、固定資産の評価替えにおいて標準宅地の不動産鑑定評価にあたる不動産鑑定士（補）（以下「固定資産鑑定評価員」という。）選定に関し必要な事項を定める。

(選定基準)

第 2 条 固定資産鑑定評価員は、次に定めるところにより選定する。

1 次の各号に該当する者であること。

- (1) 価格調査基準日の属する年度の前年度または前々年度において、滋賀県内の地価公示、地価調査および国税の鑑定評価などの公的土地評価を担当した実績があること。
- (2) 高島市内の土地価格事情に精通していること。
- (3) 高島市における鑑定評価を希望していること。
- (4) 過去 3 年間に於いて、適性を欠く不動産鑑定評価を行ったことがなく、過去に本業務を受託した者にあつては誠実に業務を行った者であること。
- (5) 滋賀県土地評価協議会（湖西地区分科会を含む）および固定資産鑑定評価員会議への出席が可能なこと。

2 固定資産鑑定評価員の人数は、7 人以内とする。

(希望状況の把握)

第 3 条 固定資産鑑定評価員の公的土地評価の実施および希望状況等の把握は、本市に提出のあった「固定資産鑑定評価希望申出書」等をもとに調査のうえ行う。

(適用)

第 4 条 この基準は、令和 9 年度固定資産評価替えに係る固定資産鑑定評価員の選定に適用する。